

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

障害者や障害児に関わる町の計画として、障害者や障害児の権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、更には住民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に定める障害者基本計画と、療育の充実や就労支援の充実、自立を支援するための支援として障害福祉サービス・障害児福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量を設定する障害福祉計画・障害児福祉計画があります。

本町では、令和3年3月策定の「第6期大泉町障害福祉計画」及び「第2期大泉町障害児福祉計画（以下「前計画」という。）」に基づき、障害者及び障害児へ必要な福祉サービスを提供してきました。

このたび、令和5年度をもってこれらが期間満了となることから、前計画以後の障害福祉に関係する法律や制度の改正、並びに国や県が示す障害福祉サービスや、地域生活支援事業に関する新たな指針や令和3年3月に策定した「第六次大泉町障害者基本計画（以下「基本計画」という。）」を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画対象期間とする「第7期大泉町障害福祉計画」及び「第3期大泉町障害児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「基本計画」を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「障害児福祉計画」として、「基本計画」と一体的に策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
第7期大泉町障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第3期大泉町障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

本町では、最上位計画である、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～（以下「総合計画」という。）」（平成31年3月策定）の基本構想で掲げる将来都市像『住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～』の実現のため、まちづくりを総合的に推進しているなかで、保健福祉に関する基本目標を「誰もが支え合い、健康で心豊かに暮らせるまち」として実施計画に基づく各施策に取り組んでいます。

本計画は、障害者の施策に関する包括的な計画である「基本計画」のうち、主に「生活支援」の分野にあたる施策を円滑に実施するために策定するものです。

第3節 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3か年を1期として策定を行うことが義務づけられており、本計画は、令和6年度から令和8年度が計画期間となります。

年度 項目	平成 30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
上位計画	大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～ 基本構想							
	実施計画 (3年間)			実施計画 (4年間)			
	第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 (5年間)					第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 (5年間)			
障害者関係 計画	第五次大泉町障害者基本計画			第六次大泉町障害者基本計画					
	第5期大泉町障害福祉計画			第6期大泉町障害福祉計画			第7期大泉町障害福祉計画		
	第1期大泉町障害児福祉計画			第2期大泉町障害児福祉計画			第3期大泉町障害児福祉計画		
障害者総合支援法									
関連計画	大泉町人権教育・啓発に関する基本計画								
	第7期大泉町高齢者 保健福祉計画			第8期大泉町高齢者 保健福祉計画			第9期大泉町高齢者 保健福祉計画		
	大泉町子ども・ 子育て支援事業計画		第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画					
	第二次元気タウン大泉健康21計画						第三次元気タウン大泉健康21計画		